

常陸大宮市低入札価格調査判断基準

(目的)

第1条 この基準は、常陸大宮市建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成19年常陸大宮市訓令第56号）第9条に基づく低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かの判断基準を定めることにより、低入札価格調査制度の厳正かつ公平な運用を図ることを目的とする。

(数値的判断基準)

第2条 低入札価格者が入札時に提出した工事費積算内訳書の金額が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断し、事情聴取等その後の調査を行うことなく失格とする。

- (1) 直接工事費（工事目的物の施工に係る材料費及び機器費を含む。）が設計金額の90%（機械器具設置工事，電気工事，電気通信工事は75%）未満の場合
- (2) 共通仮設費（積上分＋率計上分）が設計金額の80%未満の場合
- (3) 現場管理費が設計金額の80%未満の場合
- (4) 一般管理費（契約保証費を含む）が設計金額の30%未満の場合

(調査判断基準)

第3条 低入札価格調査における調査判断基準は、次の各号に定めるとおりとし、当該各号に掲げる基準を一つでも満たしていない場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断し、失格とする。

- (1) 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
- (2) 工事の手抜き等による品質の低下，下請事業者への弊害，労働条件の悪化，安全対策の不徹底につながるおそれがないこと。
- (3) 入札金額の積算に係る数量が，設計図書に計上された設計数量を満たしていること。
- (4) 入札金額の積算に係る材料及び製品が，設計図書に適合した品質及び規格であること。
- (5) 建設副産物は，適正な処理費用が計上されていること。
- (6) 事情聴取における説明内容が合理的なものであること。
- (7) 低入札価格調査における調査資料がすべて提出されていること。

附 則

この基準は、令和2年4月1日以降に起工する工事から適用する。